### NPO 法人金沢カルチャーガイドネットワーク 定款

### 第1章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人金沢カルチャーガイドネットワークという。

(英語名: Specified Nonprofit Corporation: Kanazawa Culture Guide Network)

(略称: KCGN)

(住 所)

第 2 条 本法人の住所は、石川県金沢市 田上の里2丁目153番地とする。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本法人は、金沢を訪れる外国人グループや日本人団体に対して、金沢の歴史、茶道や芸能等の 伝統文化、建築、造園、その他の各種文化の英語等による専門的紹介と体験事業を行い、文化や伝統に関 する相互理解の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第 4 条 本法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
- 1. 観光の振興を図る活動
- 2. 国際協力の活動

(事業)

- 第 5 条 本法人は上記目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 特定非営利活動に係る事業
- 1. 自治体からの委託事業
- 2. 金沢市やその近辺で開催される国際会議のエクスカーションガイド事業
- 3. 公共性の高い団体からの依頼によるグループ同行ガイド事業
- 4. 本法人の目的に資する伝統文化や施設の紹介或いは体験ガイド事業
- (2) その他の事業
- 1. 団体用無線機の貸与
- 2. 金沢市の伝統文化に関する知識供与など本法人の有する知的・人的財産の活用
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(会 員)

- 第 6 条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。) の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、本法人の目的に沿う活動を行うために、次のような方策をとる。
- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届を提出したとき
  - (2) 本人が死亡し、または本会が解散したとき
  - (3) 継続して3年以上年会費を滞納したとき
  - (4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条

会員は代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会で出席会員の3分の2以上の賛成により 除名することができる。この場合、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 本法人の信用等を汚した者
  - (2) 法律に触れる反社会的行為や公序良俗に反する行為をした者
  - (3) 本法人の定款に規定する会員の責務に違反した者
- 2 会員は除名された場合、遅滞なく身分証明書、会員名簿など会から支給された一切の証明書・書類・資料を返却する。

### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第 12 条 本法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 3 人以上 10 人以内
  - (2) 監事 1~2人
  - (3) 理事のうち、1人を代表理事とし、1人の副代表理事を置くことができる。
  - (4) 理事のうち、1人を事務局長(総務理事)とし、事情により兼任を可とする。
  - (5) 理事のうち、3人を業務別各部会を代表する専務理事とする。兼任を可とする。
  - (6) 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(選任等)

- 第 13 条 理事及び監事は理事会で選考し、総会において選任する。
  - 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
  - 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、 又は当該役員並びにその配偶者3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになっ てはならない。

(職務)

第 14 条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。また、必要がある場合には、総会を招集する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けた時は、その職務を 代行する。
- 4 事務局長は運営に関する事務を総括する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 15 条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が 終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第 16 条 役員が相応の理由で辞任を申し出た場合或いは病気等で任務の遂行ができないと判断された場合は、速やかに後任の選考を行う。後任者の任期は前任者の残りの任期までとする。
- 2 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。 この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 職務の遂行に耐えない状況にあると認められる時。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。但し、設立後5年間は、必要な交通費のみとする。
  - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の審議の後、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

#### 第5章 総会

(種別)

第20条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条総会は、正会員を持って構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び活動決算
  - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び会費の額
  - (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)
  - (9) 事務局の組織及び運営
  - (10)その他の運営に関する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎事業年度3月に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

- 第 24条 総会は、第23条2項第 3 号の場合を除き、代表理事が召集する。
  - 2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。
- 3 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、 少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 25 条 総会の議長は、代表理事とする。
- 2 総会の議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、総会の秩序を保持し、民主的かつ効率的な総会運営を行わなければならない。

(定足数)

第 26 条 総会は、書面又は電磁的方法による議決権行使書提出者を含めて正会員総数の 2 分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
  - 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面

又は電磁的方法による議決権行使を行い、総会に参加し、表決に加わることができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

### (議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面または電磁的方法によって参加した正会員数を含むが、その数を付記すること)。
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示しことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録を作成した者の氏名

### 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 6月及び3月に対面で開催する。
  - (2) 代表理事が必要と認めたとき、主としてネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって開催する。
  - (3) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
  - (4) 第14条6項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

- 第 33 条 理事会は代表理事が召集する。
- 2 代表理事は、第32条第3号及び第4号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

- 第 35 条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

### (議決権等)

- 第36条 各理事の議決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会 議システムによって、理事会に参加し、議決することができる。
- 4 前2項の規定により議決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### (議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面及び電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

#### 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

### (資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

#### (資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

#### (会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法 27 号各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

### (暫定予算)

- 第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
  - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動報告書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、 毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の 放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事業所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第 50 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第一号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示、または電子公告するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

### 第10章 雑則

(雑則)

第 54 条 この定款に定めるほか、本法人の運営に関する事項は、理事会で決定した運営規程に定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 西 信之

副代表理事川上 賢治理事矢原 千津子

監事 松田 隆一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年度3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員入会金 1000円

正会員会費 2000円(但し、年度内に有償活動がない場合はこれを免除する。)

(2) 賛助会員の入会費・会費は、これを正会員の額に準ずる額とする。

# (法第10条第1項第2号イ関係様式例)

# 役員名簿

# NPO法人金沢カルチャーガイドネットワーク

役職名	フリ ガナ 氏 名	住 月	听	又	は	居	所	報酬の有無
理事	ニシ ノブユキ 西 信之							無し
理事	カワカミ ケンジ川上 賢治							無し
理事	矢原 千津子							無し
監事	松田隆一							無し

### 設 立 趣 旨 書

### 1 趣旨

近年、外国人観光客は年々増加し金沢へのリピーターも多くなっており、茶道、造園、習字、九谷焼創作体験、能楽鑑賞、食文化等へのより深い体験を求める外国人も多い。更に、自治体からの委託業務を行うボランティア団体では対応できない様々な国際会議のエクスカーションガイドの希望も多くなっている。このような社会的ニーズに応えるべく、十分な専門的知識と経験、語学力を有したガイドによる、主として外国人団体を対象としたガイド活動を行うNPO法人の結成が喫緊の課題となっており、本組織の結成に至った。

#### 2 申請に至るまでの経緯

日本社会はコロナ後、活動人材不足という大きな社会的問題を抱えるようになり、多くの会社や組織では、米国がそうであるように定年延長や定年廃止に動く流れが加速している。これにより、定年後の活動を前提とするボランティア活動に従事できる人材、特に十分な経験と能力を有する人材は少なくなってきている。しかしながら、60歳を過ぎたガイドの方でも80歳代になっても遜色なく活動できる方々は少なくない。人生100年時代を迎えて、バイリンガルのガイド活動は脳の活性化を持続させ、運動も伴うので老化を阻止できるからである。このような社会の激変の時代を迎えて、ガイド活動5年以上のベテラン、特に地域限定通訳案内士の資格を持つ人々の能力を最大限に活かすような組織の結成が望まれていた。

令和7年 2月 7日

NP0法人金沢カルチャーガイドネットワーク 設立代表者 住所 石川県金沢市田上の里2丁目153番地 氏名 西 信之

# 令和7年度 事業計画書

# 法人成立の日から令和8年 3月31日まで

NPO法人金沢カルチャーガイドネットワーク

# 1 事業実施の方針

定款第2章に記載されている目的及び事業に該当する個別事業を、観光の振興や国際 協力の活動として実施する。

# 2 事業の実施に関する事項

# (1) 特定非営利活動に係る事業

		実施	実施	従事者	受益対象	支出見
定款の事業名	事 業 内 容	予定	予定	の予定	者の範囲	込額
		日時	場所	人数	及び予定	(千円)
					人数	
1. 自治体からの	長野市から姉妹都市のフロリダ	夏~	尾山神社—	2名	28名	20
委託事業	州クリアーウオーター市の使節	秋	金沢城一兼			
	団の金沢市中心部の観光スポッ		六園—近江			
	ト見学の同行ガイド		町市場			
1. 自治体からの	県立能楽堂における英語通訳	随時	能楽堂	2名	各回 10	20
委託事業					名程度	
1. 自治体からの	兼六園内や近傍で開催される茶	夏~	兼六園	6名	50名	156
委託事業	会における英語での接客事業	冬				
2. 金沢市やその周	大学や病院が主催する国際会議	夏~	尾山神社一	6名	各50名	60
辺で開催される国	のエクスカーションの英語通訳	秋	金沢城一兼			
際会議のエクスカ	ガイド3件		六園—近江			
ーション事業			町市場			
3. 公共性の高い	実施予定なし。					
団体からの依頼						
によるグループ同						
行ガイド事業						
4. 本法人の目	実施予定なし。					
的に資する伝						
統文化や施設						
の紹介或いは						
体験ガイド事業						

# (2) その他の事業

定款の					実施	実施	従事者	支出見
事業名	事	業	内	容	予定	予定	の予定	込額
尹耒石 					日時	場所	人数	(千円)
1.団体用無線機	実施予定なし							0
の貸与								
2.金沢市の伝統	実施予定なし							0
文化に関する知								
識供与など								

# (法第10条第1項第7号関係様式例)

# 令和8年度 事業計画書

# 令和8年 4月 1日から令和9年 3月 31日まで

NP0法人金沢カルチャーガイドネットワーク

# 1 事業実施の方針

定款第2章に記載されている目的及び事業に該当する個別事業を、観光の振興や国際 協力の活動として実施する。

# 2 事業の実施に関する事項

# (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の		実施	実施	従事者	受益対象者	支出見
事業名	事 業 内 容	予定	予定	の予定	の範囲及び	込額
尹未行 		日時	場所	人数	予定人数	(千円)
1. 自治体から	県立能楽堂における英語通訳	随時	県立能	2	各回10名程	20
の委託事業			楽堂		度	
1. 自治体から	兼六園内や近傍で開催される茶会	春~秋	兼六園	6	50名	156
の委託事業	における英語での接客事業					
2. 金沢市やそ	大学や病院が主催する国際会議の	春~秋	尾山神	16	各50名程度	160
の周辺で開催	エクスカーションの英語通訳ガイ		社一金			
される国際会	F8		沢城—			
議のエクスカ	件		兼六園			
ーション事業			一近江			
			町市場			
3. 公共性の高	実施予定なし。					
い団体からの依						
頼によるグループ						
同行ガイド事業						
4. 本法人の	実施予定なし。					
目的に資する						
伝統文化や施						
設の紹介或い						
は体験ガイド						
事業						

# (2) その他の事業

定款の					実施	実施	従事者	支出見
事業名	事	業	内	容	予定	予定	の予定	込額
尹禾石					日時	場所	人数	(千円)
1. 団体用無	実施予定なし							0
線機の貸与								
2. 金沢市の	実施予定なし							0
伝統文化に								
関する知識								
供与など								

| からっねのサッカットロット | 特定非営利活動法人金沢カルチャーガイドネットワーク (単位・田)

<b>₩</b> □	1		(単位:円)
科目			金額
1   経			
正会員受取会費	30,000		
<b>**</b>	0,000		
入会金	11,000	41,000	
2 受取寄附金	,	,	
受取寄附金	100,000		
施設等受入評価益	0	100,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4 事業収益			
グループガイド事業収益	120,000		
茶会通訳収益	156, 000	276, 000	
5 その他収益			
受取利息	100		
雑収益	0	100	
経常収益計			417, 100
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	104 000		
給料手当 法字類利费	184, 000		
法定福利費 退職給付費用	0		
国	72,000		
人件費計	256, 000		
(2) その他経費	200, 000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
事業費計		256,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費 人件費計	0		
(2) その他経費	"		
会議費	0		
旅費交通費	12,000		
減価償却費	81, 075		
支払利息	0		
その他経費計			
管理費計		93, 075	
経常費用計			349, 075
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			68, 025
設立時正味財産額 次期繰越正味財産額			485, 480
(人 )			553, 505

(その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要)

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助 |金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減 |の部」に区分して表示することが望ましい。

# 令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人金沢カルチャーガイドネットワーク (単位:円)

	SI E	1	A :1-4	(単位:円)
	科目		金額	
I	経常収益			
	1 受取会費			
	正会員受取会費	24, 000		
	賛助会員受取会費	0		
	入会金	2,000		
	受け取り会費計	_,	26, 000	
	2 受取寄附金		20,000	
	受取寄附金	100, 000		
	施設等受入評価益	0	100 000	
	受取寄付金等計		100, 000	
	3 受取民間助成金	0	0	
	4 事業収益			
	グループガイド事業収益	180, 000		
	茶会通訳収益	156, 000	336,000	
	5 その他収益	Í	,	
	受取利息	150		
1	雑収益	0	150	
1	収益計	[	100	
1	経常収益計			462, 150
,,,	性市 V ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			402, 100
μ	経常費用			
1	1 事業費			
1	(1) 人件費			
	給料手当	264, 000		
1	法定福利費	0		
	退職給付費用	0		
	福利厚生費	72,000		
	人件費計	336, 000		
	(2) その他経費			
	会議費	0		
	旅費交通費	Ö		
	施設等評価費用	0		
	減価償却費	0		
	支払利息	0		
	その他経費計	0		
	事業費計		336, 000	
	2 管理費			
	(1) 人件費			
	役員報酬	0		
	給料手当	0		
1	法定福利費	0		
1	退職給付費用	0		
1	福利厚生費	Ö		
1	人件費計	0		
1	(2) その他経費	[		
1	会議費			
	古哦! 按弗太泽弗	12,000		
	旅費交通費			
1	減価償却費	69, 422		
1	支払利息	0		
1	その他経費計	81, 422		
	管理費計		81, 422	
	経常費用計			417, 422
	当期経常増減額			0
III	経常外収益			
	1 固定資産売却益		0	
	経常外収益計		Ĭ	0
$ _{W}$	経常外費用			ĺ
' '	1 過年度損益修正損		0	
1	経常外費用計		۷	0
1				
1	当期正味財産増減額			44, 728
1	前期繰越正味財産額			553, 505 598, 233
1	次期繰越正味財産額			

<sup>※</sup> 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要)

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。